

○原子力規制委員会規則第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和元年七月一日 原子力規制委員会委員長 更田 豊志

目次

- 第一章 原子炉等規制法関係(第一条―第四十二条)
第二章 放射線障害防止法関係(第四十三条―第四十五条)
第三章 原子力災害対策特別措置法関係(第四十六条)
附則

第一章 原子炉等規制法関係

(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「第一項から前項まで」を「前三項」に改める。

第十二条第一項第二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第十六条の二第二項及び第十六条の三第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

別記様式第一から別記様式第四までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。別記様式第一の前の「(別記)」を削り、別記様式第一中「様式第1」を「別記様式第1」と改め、別記様式第二中「様式第2」を「別記様式第2」と改め、別記様式第三中「様式第3」を「別記様式第3」と改め、別記様式第四中「様式第4」を「別記様式第4」と改める。

(核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正)
第二条 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第二条の十一の七第一項第二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第三条第二項及び第四条第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。別記様式第一から別記様式第三までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一の前の「(別記)」を削り、別記様式第一中「様式第1」を「別記様式第1」に改め、同様式の注3中「寸法」を「全長」に改め、別記様式第一の二中「様式第1の2」を「別記様式第1の2」に改め、別記様式第一の三中「様式第1の3」を「別記様式第1の3」に改め、別記様式第一の四中「様式第1の4」を「別記様式第1の4」に改め、別記様式第一の五中「様式第1の5」を「別記様式第1の5」に改め、別記様式第二中「様式第2」を「別記様式第2」に改め、別記様式第三中「様式第3」を「別記様式第3」に改める。

(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正)

第三条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和三十二年通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項及び第七条の四第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
第七条の五の六第三項、第七条の五の七第三項及び第七条の五の十第三項中「正本」を「正本」に改める。

第十四条を次のように改める。
(電磁的記録媒体による手続)

第十四条 第七条の四第二項の届出に係る書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
第十五条から第十七条までを削る。

別記様式第一及び別記様式第二の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記様式第一の前の「(別記)」を削り、別記様式第一中「様式第1」を「別記様式第1」に改め、別記様式第一の二中「様式第1の2」を「別記様式第1の2」に改め、別記様式第一の三中「様式第1の3」を「別記様式第1の3」に改め、別記様式第二中「様式第2」を「別記様式第2」に改め、別記様式第三を次のように改める。

別記様式第3 (第14条関係)

電磁的記録媒体提出票

原子力規制委員会 殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

年月日

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第7条の4第2項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記載された事項
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

別記様式第一の前の「(別記)」を削り、別記様式第一中「様式第1」を「別記様式第1」に改め、別記様式第二中「様式第2」を「別記様式第2」に改め、別記様式第三を次のように改める。
別記様式第3 (第10条関係)

電磁的記録媒体提出票

原子力規制委員会 殿
年 月 日

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(又は核原料物質の使用に関する規則)第 条第 項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記載された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法令の条項については、当該提出の適用条文の条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記載されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。

第八条 (使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項、第一条の四第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第四条中「ただし書き」を「ただし書」に改める。

第七条の十四第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第八条の六第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十四条第一項第二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第十九条第二項及び第十九条の二の二第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第十九条の五第五項、第十九条の六第四項及び第十九条の九第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

別記様式第一から別記様式第四までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記様式第一中「様式第1」を「別記様式第1」に改め、別記様式第二中「様式第2」を「別記様式第2」に改め、別記様式第三の3を「別記様式第3」に改め、別記様式第四中「様式第4」を「別記様式第4」に改める。

(船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則の一部改正)

第九条 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則(昭和四十七年総理府令第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式の表核燃料物質使用計画の項中「炉内そう入量」を「炉内挿入量」に改め、「同表備考2中「炉内そう入量」を「炉内挿入量」に改め、「同表備考5中「炉内そう入量」を「炉内挿入量」に改め、「炉内そう入量」を「炉内挿入量」に改める。
(原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部改正)

第十条 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一の前の「(別記)」を削る。
別記様式第一から別記様式第六までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記様式第一中「様式第1」を「別記様式第1」に改め、別記様式第二中「様式第2」を「別記様式第2」に改め、別記様式第三中「様式第3」を「別記様式第3」に改め、別記様式第四中「様式第4」を「別記様式第4」に改め、別記様式第五中「様式第5」を「別記様式第5」に改め、別記様式第六中「様式第6」を「別記様式第6」に改める。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正

第十一条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「総理府・通商産業省令」を「総理府令」に改める。

第六条第三号及び第四号中「講じる」を「講ずる」に改める。

別記様式第一の前の「(別記)」を削る。

別記様式第一及び別記様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「様式第1」を「別記様式第1」に改め、別記様式第二中「様式第2」を「別記様式第2」に改める。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正

第十二条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第八までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一の前の「(別記)」を削り、「様式第1」を「別記様式第1」に改め、別記様式第二中「様式第2」を「別記様式第2」に改め、別記様式第三中「様式第3」を「別記様式第3」に改め、別記様式第四中「様式第4」を「別記様式第4」に改め、別記様式第五中「様式第5」を「別記様式第5」に改め、別記様式第六中「様式第6」を「別記様式第6」に改め、別記様式第七中「様式第7」を「別記様式第7」に改め、別記様式第八中「様式第8」を「別記様式第8」に改める。

(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十三条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項、第五条第三項、第七条第四項、第九条第五項、第十二条第五項、第二十六条第三項、第三十一条第五項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第五十八条第二項の表二の項中「講じる」を「講ずる」に改める。

第六十五条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第七十二条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第八十一条第一項第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第八十二条第五項「前四項」を「前各項」に改める。

第八十四条第三号及び第六号、第八十四条の二第三号及び第七号、第八十五条第七号並びに第八十六条第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第八十八条第一項第二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に、同項第三号中「取扱」を「取り扱う」に改める。
 第九十条第三項、第六号、第十一号及び第十二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。
 第九十四条第三項、第九十六条第二項及び第九十八条第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第九十九条第四項中「提出部数は」の下に「」を加える。
 第一百零三条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第一百零六条第三項、第一百七十七条第三項及び第二百零二条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第一百零七条中「提出部数は」の下に「」を加える。
 第一百三十七条中「提出部数は」の下に「」を加える。
 様式第二から様式第六までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第二①②の表中「(イ) (イ) (イ)」に改める。
 (船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く)の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十四条 船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く)の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第一及び別記様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 別記様式第一の表核燃料物質使用計画の項中「(炉内そう入量)」を「(炉内挿入量)」に改め、同表備考①中「(炉内そう入量)」を「(炉内挿入量)」に改め、同表備考②中「(炉内そう入量)」を「(炉内挿入量)」に改め、別記様式第二中「(通り)」を「(とおり)」に改める。
 (試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則の一部改正)

第十五条 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則(昭和六十一年総理府令第七十四号)の一部を次のように改正する。
 別表第八継手引張試験の項及び型曲げ試験の項中「日本工業規格 Z3121」を「日本産業規格 Z3121」に改める。
 別表第九試験の方法の欄及び合格基準の欄中「サニテ」を「全テ」に改め、同表備考②ホ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第十三試験の方法の項中「(はく離)」を「剥離」に、「(あつては)」を「あつては」に改める。
 付表母材の種類の中「日本工業規格 G3106」を「日本産業規格 G3106」に、「日本工業規格 G3115」を「日本産業規格 G3115」に、「日本工業規格 G3118」を「日本産業規格 G3118」に、「日本工業規格 G3119」を「日本産業規格 G3119」に、「日本工業規格 G3126」を「日本産業規格 G3126」に、「日本工業規格 G3127」を「日本産業規格 G3127」に、「日本工業規格 G3461」を「日本産業規格 G3461」に、「日本工業規格 G3462」を「日本産業規格 G3462」に、「日本工業規格 G3464」を「日本産業規格 G3464」に、「日本工業規格 G3465」を「日本産業規格 G3465」に、「日本工業規格 G3456」を「日本産業規格 G3456」に、「日本工業規格 G3458」を「日本産業規格 G3458」に、「日本工業規格 G3202」を「日本産業規格 G3202」に、「日本工業規格 G3204」を「日本産業規格 G3204」に、「日本工業規格 G5151」を「日本産業規格 G5151」に、「日本工業規格 G4051」を「日本産業規格 G4051」に、「日本工業規格 H4140」を「日本産業規格 H4140」に、「日本工業規格 H5202」を「日本産業規格 H5202」に改め、同表備考中「日本工業規格 G4051」を「日本産業規格 G4051」に改める。
 (核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物処理の事業に関する規則の一部改正)

第十六条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物処理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。
 第二条第三項、第三条第三項、第十条第三項、第十一条第一項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第十三条の六第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 第十八条第一項第一号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。
 第二十一条第三項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の四第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第二十二條の七第三項、第二十二條の八第三項、第二十二條の十一第三項及び第二十二條の十三第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第二十九條中「電磁的記録媒体」の下に「電磁的記録」を加える。
 別記様式第一の前の「(型型)」を削る。

別記様式第一から別記様式第三までの及び別記様式第五から別記様式第七までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 別記様式第一中「(様式第1)」を「別記様式第1」に改め、別記様式第二中「(様式第2)」を「別記様式第2」に改め、別記様式第三中「(様式第3)」を「別記様式第3」に改め、別記様式第五中「(様式第5)」を「別記様式第5」に改め、別記様式第五の二中「(様式第5の2)」を「別記様式第5の2」に改め、別記様式第五の三中「(様式第5の3)」を「別記様式第5の3」に改め、別記様式第六中「(様式第6)」を「別記様式第6」に改め、別記様式第七中「(様式第7)」を「別記様式第7」に改める。
 (核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正)

第十七条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)の一部を次のように改正する。
 第二条第三項、第三条第三項、第二十三条第三項、第二十四条第一項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第二十六条の六第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 第三十二条第一項第一号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。
 第三十五条の二第二項及び第三十五条の三第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第三十五条の六第三項、第三十五条の七第三項及び第三十五条の十第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

別記様式第一の前の「(別記)」を削る。
 別記様式第一から別記様式第三までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 別記様式第一中「(様式第1)」を「別記様式第1」に改め、別記様式第一の二中「(様式第1の2)」を「別記様式第1の2」に改め、別記様式第一の三中「(様式第1の3)」を「別記様式第1の3」に改め、別記様式第二中「(様式第2)」を「別記様式第2」に改め、別記様式第三中「(様式第3)」を「別記様式第3」に改める。
 (研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十八条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。
 第三条第三項、第五条第三項、第七条第四項、第九条第五項、第十条第二項、第十二条第五項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第五十九条第四項中「正本一通及び副本一通」を「正本及び副本各一通」に改める。
 第六十条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第七十六条第一項第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。
 第六十七條第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第七十七條第五項中「前四項」を「前各項」に改める。
 第八十三條第一項第二号、第八十五條第六号及び同条第十二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第八十九条第三項、第九十一条第二項、第九十三条第二項及び第八十八条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第一百十一条第五項、第一百十二条第四項及び第一百五十三条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

様式第二から様式第六までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第二①②の表中「(注)」を「(注)」に改める。

(加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則の一部改正)

第十九条 加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則(平成十二年総理府令第百二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第九中「(注)」を「(注)」に改める。
 (特定核燃料物質の運搬の取決めに關する規則の一部改正)

第二十条 特定核燃料物質の運搬の取決めに關する規則(平成十二年総理府令第百二十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式前の「(別記)」を削り、別記様式中「様式」を「別記様式」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (使用済燃料の貯蔵の事業に關する規則の一部改正)

第二十一条 使用済燃料の貯蔵の事業に關する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第三条第三項及び第二十五条第一項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第二十八条の四第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十四条第一項第二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。
 第四十一条第二項及び第四十二条第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第四十三条の三の五第三項、第四十三条の四第三項及び第四十三条の七第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

様式第一から様式第五までの様式中「(注)」を「(注)」に改める。
 (試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に關する規則の一部改正)

第二十二条 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に關する規則(平成十七年文部科学省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「正本一通、副本一通及び写し一通」を「正本、副本及び写し各一通」に改める。
 第五条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第十一条を次のように改める。

(電磁的記録媒体による手続)

第十一条 次の各号に掲げる申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第三条第一項の申請書
 - 二 第五条第一項の申請書
- 第十二条から第十四条までを削る。

別記様式を次のように改める。
別記様式(第二表関係)

電磁的記録媒体提出票

原子力規制委員会 殿

年 月 日

住 所
 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に關する規則第 条第 項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請の適用条文的の条項を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 5 該当事項のない欄は、省略すること。

(製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に關する規則の一部改正)

第二十三条 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に關する規則(平成十七年経済産業省令第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「評価単位ごと」を「評価単位ごと」に改め、同項第五号中「種類毎」を「種類ごと」に改め、同条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第五条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
 第十条を次のように改める。

第十条 次の各号に掲げる申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第三条第一項の申請書
 - 二 第五条第一項の申請書
- 第十一条から第十三条までを削る。
 別記様式を次のように改める。
別記様式(第10表関係)

電磁的記録媒体提出票

原子力規制委員会 殿

年 月 日

住 所
 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について確認等に関する規則第 九条 項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法令の条項については、当該申請の適用条項の条項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

5 該当事項のない欄は、省略すること。

(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物施設の事業に関する規則の一部改正)

第二十四条 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物施設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項、第四条第三項、第四十一条第三項及び第四十二条第一項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第四十九条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第六十条第一項第一号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第六十五条第三項、第六十七条第二項及び第六十九条第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第七十三条第三項、第七十四条第三項、第七十六条第三項、第七十九条第三項、第八十条第三項、第八十三条第三項及び第八十五条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第九十四条中「電磁的方式」を「電磁的方法」に改める。

別記様式第一の前の(別記)を削る。

別記様式第一から別記様式第六までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「様式第1」を「別記様式第1」に改め、別記様式第二中「様式第2」を「別記様式第2」に改め、別記様式第三中「様式第3」を「別記様式第3」に改め、別記様式第四中「様式第4」を「別記様式第4」に改め、別記様式第五中「様式第5」を「別記様式第5」に改め、別記様式第六中「様式第6」を「別記様式第6」に改める。

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正)

第二十五条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第十六条第三号、第六号、第十一号及び第十二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第〇〇条関係)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正)

第二十六条 実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第五号中「第二号から前号まで」を「前三号」に改める。

(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正)

第二十七条 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項第四号中「第一号から前号まで」を「前三号」に改める。

第四十一条第一項中「し易い」を「しやす」に改める。

第七十九条を次のように改める。

(電磁的記録媒体による手続)

第七十九条 第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを含む。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができ、

第八十条から第八十二条までを削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第七九条関係)

電磁的記録媒体提出票

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 3条第 2項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

4 該当事項のない欄は、省略すること。

(実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則の一部改正)

第二十八条 実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

(電磁的記録媒体による手続)

第十五条 第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

第十六条から第十八条までを削る。

別記様式を次のように改める。
別記様式(第15条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則第3条第2項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記載された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記載されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている書類の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 4 該当事項のない欄は、省略すること。

(実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正)
第二十九条 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第五号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
(研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正)

第三十条 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第三号中「講じる」を「講ずる」に改める。
第二十五条第二項第五号中「第二号から前号まで」を「前三号」に改める。
(研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正)
第三十一条 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第三項第四号中「第一号から前号まで」を「前三号」に改める。
第四十条第一項中「し易い」を「しやす」に改める。
第七十九条を次のように改める。

(電磁的記録媒体による手続)
第七十九条 第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

別記様式(第13条関係)

第八十条から第八十二条までを削る。
別記様式を次のように改める。

別記様式(第79条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第3条第2項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記載された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記載されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている書類の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。
- 4 該当事項のない欄は、省略すること。

(試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正)
第三十二条 試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
第五十四条中「ただし書き」を「ただし書」に改める。
(研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則の一部改正)
第三十三条 研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第十三条を次のように改める。

(電磁的記録媒体による手続)
第十三条 第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第13条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

